令和９年度坂戸市立保育園会計年度任用職員　募集要項

１　募集職種
別紙①参照

２　募集人数
別紙②参照

３　業務内容
（１）フルタイム保育士：保育園の担任業務
（２）パートタイムＡ保育士：保育園の加配児童の保育または保育業務全般
（子育て支援センター）一時的保育業務
（３）パートタイムＢ保育士：保育業務全般
（４）パートタイムＣ保育士：保育業務全般
（５）時間外パートＡ：朝または夕の時間帯の保育業務全般
（６）時間外パートＢ：朝及び夕の時間外の保育補助

４　資格要件
別紙⑨参照

５　勤務条件等
（１）身　　分
地方公務員法に基づき１年度毎に任用される非常勤の一般職地方公務員
（２）任用期間
令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
（３）勤務場所
市内公立保育園４園（東坂戸・千代田・薬師・城山）及び子育て支援センターのいずれか
（４）勤 務 日
別紙④参照
（５）勤務時間
別紙⑤参照
（６）休 暇 等
年次有給休暇、病気休暇等

（７）報 酬 等

別紙⑥　※経験年数による変動の可能性あり

期末・勤勉手当　年２回（６・１２月）

※６か月以上の勤務で、週平均勤務時間が１５.５時間を超えた場合

別紙⑧参照

（８）そ の 他

通勤手当、社会保険、雇用保険あり　※車通勤要相談

（社会保険及び雇用保険は要件を満たす場合）別紙⑩参照

６　特記事項

（１）次の事項に該当する場合は、非採用となります。

① 特定性犯罪の前科がある場合＊

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合

④ 採用候補者として信用を失墜する行為を行った場合

⑤ 地方公務員法第１６条に規定する欠陥条項に該当する場合（以下、その内容）

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

・坂戸市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

（２）本業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。（子育て支援センターで行う一時預かり事業についても、こども性暴力防止法に基づく認定申請を行う予定であり、認定を受けた場合、当該事業の業務へ従事するに当たっては、同法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。）特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。＊

＊「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」については、「こども性暴力防止法」第２条第７項及び第８項の規定を確認ください。

７　応募方法等

（１）申込期間

令和８年１１月２日（月）から１１月１８日（水）まで

（２）提出書類

会計年度任用職員申込書、誓約書、資格証（写し）

（３）提 出 先

窓口へ提出

坂戸市役所保育課（１階）

〒３５０－０２９２　埼玉県坂戸市千代田１－１－１

８　選考方法等

（１）面接試験

① 日時：令和８年１２月５日（土）

令和８年１２月１２日（土）

② 会場：坂戸市役所

③ 結果：郵送にて通知

別紙

市立保育園・子育て支援センター　会計年度任用職員の募集

R8.11.1現在

①募集職種	②募集人数	③勤務時間数/日	④勤務日数/週	⑤主な勤務時間	⑥給与	⑦通勤手当	⑧期末手当	⑨資格/対象	⑩社会保険雇用保険
フルタイム保育士	20名程度	7.75時間	5日	【保育園】 平　日：午前8時30分～午後5時15分 土曜日：午前7時25分～午後4時10分 (シフトで遅番・早番・土曜日あり)	月給219,400円～	あり	あり	保育士	加入
パートタイム保育士A	20名程度	平日：7時間 土曜日：7.5時間 （支援センターは3.5時間）	5日	【保育園】 平　日：午前8時30分～午後4時30分 土曜日：午前7時30分～午後4時 【子育て支援センター】 平　日：午前8時30分～午後4時30分 土曜日：午前8時30分～午後0時 （土曜日はシフト制）	時給1,469円～	あり	あり	保育士	加入
パートタイム保育士B	5名程度	平日：7時間 土曜日：7.5時間	3日	【保育園】 平　日：午前8時30分～午後4時30分 土曜日：午前7時40分～午後4時10分 （勤務日はシフト制）	時給1,469円～	あり	あり	保育士	加入
パートタイム保育士C	5名程度	5時間	3日	【保育園】 平　日：午前8時30分～午後4時30分 土曜日：午前8時30分～午後4時 （上記時間内で1日5時間、勤務日はシフト制）	時給1,469円～	あり	なし	保育士	なし
時間外パートA	若干名	3時間	5日	朝　平　日：午前7時20分～午前10時40分 　　土曜日：午前8時30分～午後0時30分 夕　平　日：午後3時50分～午後7時10分 　　土曜日：午後0時30分～午後4時10分 （上記時間内で1日3時間、勤務日はシフト制） ※時間については園ごとに異なります。 ※朝またはタのどちらか出勤となります。	時給1,469円～	あり	なし	保育士	なし
時間外パートB ※保育補助	15名程度	3.75時間程度	5日	朝　平　日：午前7時20分～午前10時40分 　　土曜日：午前8時30分～午後0時30分 夕　平　日：午後3時50分～午後7時10分 　　土曜日：午後0時30分～午後4時10分 （上記時間内でシフト制） ※時間については園ごとに異なります。 ※朝とタの両方出勤となります。	時給1,311円～	あり	あり	なし	なし

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。